



Title	「先住民族の権利」と「文化」
Author(s)	アイゼンバーグ, アヴィゲイル; 辻, 康夫//訳; 津田, 久美子//訳
Citation	北大法学論集, 65(1), 132-124
Issue Date	2014-05-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/56131
Type	bulletin (other)
File Information	lawreview_vol65no1_6.pdf



[Instructions for use](#)

「先住民族の権利」と「文化」

アヴィゲイル・アイゼンバーグ
(カナダ・ビクトリア大学)
辻 康夫・津田久美子 (訳)

はじめに

本日の講演では、「文化的権利を守ることの意味」について考えてみたいと思います。文化的権利を守ることは、何のためでしょうか。また、マイノリティの集団が、自分の文化的伝統を守ろうと政治的に活動したり、法的手段に訴える際に、どのようなリスクがあるのでしょうか。これらの問題を考えるにあたって、私はアイヌ民族が、文化的伝統の復興に向けて取り組んでいることを念頭においています。私はアイヌについて専門的な知識を持っているわけではありません。しかし、アイヌの経験と、カナダや世界各地のマイノリティや先住民の経験には、重要な類似点があります。なぜマイノリティの文化的権利が重要なのか、その理由を検討する前に、まずはマイノリティ文化の保護のための政治運動の位置づけについて、広く世界的な文脈からお話したいと思います。

最近30年間は、「アイデンティティの政治」の時代といえることができます。なぜなら、多くの集団が、何らかのアイデンティティ、たとえばジェンダー、宗教、人種、言語、民族性、先住性などに基づいて、国家に対し資源や保護を求めて団結し、政治的に活動してきたからです。これらの集団は多様な利害関係を持ち、多様な主張をしていますが、これらの主張に共通する特徴の一つは、国家によって定められた「国民としての地位」に抗議していることです。過去30年間にわたり、ほとんどの先進民主主義国で、女性、文化的・宗教的マイノリティ、言語的・民族的マイノリティ、先住民たちは、自分たち集団のメンバーが国家から国民として承認されるあり方について抗議してきました。今日「ア

アイデンティティの政治」と呼ばれるものは、こういった集団や、その地位の定義の方法に関する主張をめぐる政治なのです。

アイデンティティの政治は、新しいタイプの政治ではありません。国家がある限り、国家の一員としての地位について抗議する集団は常に存在してきました。しかしこの30年間は、こうした主張を行う集団は増加しており、彼らによる政治的闘争は激化しています。たとえば、ケベック、スコットランド、カタロニアなどの地域ナショナリズムの運動は、国家内での新しい地位を主張することに成功しました。ヨーロッパ各地のイスラム教徒は、アイデンティティへの一層の承認と保護を求めて闘っています。そしてカナダ、中南米、アフリカ、アジアの先住民は、先住民のアイデンティティを基礎にして、文化への承認や、その生活様式を守るために必要な土地や資源の確保を目指して、国際レベルおよび国家レベルにおいて運動を繰り広げています。

これらの事例すべてにわたって、アイデンティティの政治は論争を引き起こしており、またこれらの集団が直面した問題の中には、解決されていないものもあります。しかし同時に、多くの国がこれらの要求に応じて、法律を改正し、文化やその他のアイデンティティの形態を承認し、保護しています。たとえば過去30年間、世界中の30を超える憲法のなかに、文化的権利や先住民のアイデンティティの保護が書き込まれました。またこれ以外の多くの国でも、文化的アイデンティティを承認し保護する重要な法律が可決されています。1997年に可決された、日本のアイヌ文化振興法などがこの例です。ほとんど例外なく、こういった法律は過去30年の間に可決されたのです。

こういった法的・政治的活動はすべて、文化的権利の保護が重要であることを前提としているといえます。しかし、なぜ文化的権利の保護は重要なのでしょうか。なぜマイノリティは、文化的伝統を保護すること、あるいは場合によってはそれを復興させることを重要と考えるようになったのでしょうか。またなぜ各国の政府は、法律を可決し、憲法を改正して、文化やその他の「アイデンティティ」の権利を承認することに同意したのでしょうか。これからその三つの理由を検討していきたいと思います。

1. 独自の生活様式を維持するための文化実践

第一に、生活様式全体が消滅する危機にある場合に、文化的権利は、それを維持するのに必要な文化実践を保護することを目指します。もちろん、生活様

式や文化実践が消滅してしまう理由は様々です。たとえば、マイノリティのメンバーが、その実践を重要ではない、あるいはもはや現在の生活に合わないと考えることもあります。しかしながら、文化実践がマイノリティの生活様式にとって中心的かつ重要なものであるにもかかわらず、国家政策によって脅かされている場合もあります。たとえば、国家による経済発展や土地利用政策で文化実践が制限されたり禁じられたりする場合があります。例を挙げますと、ノルウェー、フィンランド、スウェーデンでは、サーミ族のトナカイの牧畜と、国家の天然資源の開発との間で対立が生じています。ブリティッシュ・コロンビア州では、商業ベースのサケの乱獲がセイリッシュ族のサケ漁を阻害しています。カナダのオイルサンドの石油開発は、カリブーを絶滅の危機へと追いやり、ルビコン族の独自の生活様式を脅かしています。日本でも、二風谷ダムが、アイヌ民族の生活様式に破壊的な影響を与えると考えられました。

このような場合、マイノリティは、脅威にさらされている文化実践や資源が自分たちの生活様式を維持するために不可欠である、と主張します。また、これらの文化実践なくして、自分たちの民族が存続していくことはできない、とも主張します。この場合の文化的要求とは、これらの文化実践が禁止されたり、サケやトナカイ等の資源が失われたりすれば、独自の生活様式全体が破壊される、というもののなのです。

先住民の文化的権利に関する世界の裁判の多くは、こういった類いのものであり、そこで先住民は文化実践について以下のことを示そうとします。その文化実践は、独自の文化において中心的かつ不可欠であること。またその文化実践は、自分たちの生活様式や、民族としての存在にとって決定的なものであること。この場合、もし脅かされている文化実践が自分たちの生活様式において中心的なものだ、と裁判官や立法者を説得できれば、その訴訟に勝つ可能性が大きくなります。これは、その国の法律が文化的権利をはっきりと認めていない場合でも当てはまります。文化の保護に対する権利は多くの場合、他の権利の解釈に含めることができるからです。たとえば、宗教上の自由、差別から守られる権利、あるいは日本国憲法第13条の「すべての国民が、個人として尊重される」権利、などです。

しかし、このような文化的要求には、リスクも伴います。まず、疑い深い裁判官などを納得させなければとプレッシャーを感じるあまり、文化的マイノリティはその文化実践が重要であることや、集団メンバー間で価値観が一致して

いることを誇張してしまうことがあります。彼らはしばしば、その文化実践が集団にとって歴史を通じて永続的に重要である、あるいはそれが宗教的に神聖であると主張します。その結果として、彼らは自身の文化的アイデンティティの理解をとりわけ狭く、固定観念にとらわれた、時代遅れのものにしてしまう可能性があるのです。つまり自己を本質化^{*}する危険があるのです。

他方で、マイノリティの主張を聞く裁判官や議員は、マイノリティたちに対して、どの文化実践が重要で不可欠なのか、またどの政策や法律がその文化実践に矛盾するのかを、できるだけ具体的に特定するよう要求します。つまり裁判官や議員は、マイノリティに対して、文化的要求の範囲を狭め、圧縮するよう圧力をかけることとなります。たとえばカナダでは、連邦政府と先住民は、伝統的漁業を行う文化的権利について議論していますが、このなかで、裁判所は先住民のコミュニティに対し、彼らの漁業の伝統にとって、どの入り江や岩礁が重要であるのか正確に特定するよう圧力をかけ、また西洋人の到来以前の昔から行われていた漁業のみを、保護される文化実践とみなします。その結果、先住民に認められる漁業の文化的権利は、自らのコミュニティで消費するための漁業に限られてしまいます。つまり、販売を目的とした漁業を行うことは文化的権利には含まれず、したがって漁業によって生活様式全体を維持する権利とはならないのです。このように外部の政策決定者は、集団の文化的アイデンティティを形成するものについて、とりわけ狭く、固定概念にとらわれた、古めかしい解釈を助長する傾向があります。そのため、国家によって作られた文化的保護政策はあまりに範囲が狭すぎて、コミュニティの活力を維持するためには不十分なことが多いのです。

2. 個人の自由のための文化的権利

文化的権利を守ることの二つ目の理由は、文化的アイデンティティをもつことで、世界の中の物事や、自分の行う選択の意味を理解するための枠組みを持つことができるからです。この点は、個人の自由を理解する上で非常に重要です。たとえば、結婚するか否か、哲学者と漁師のどちらになるべきか、故郷を離れるべきか否かといった、私たちが人生の中で行う選択について考えてみま

* 本質主義 (essentialism)、本質化 (essentialize): 「文化」や「アイデンティティ」に不変の本質があると考えること。

しょう。われわれは、これらの選択が文化の影響を強く受けることや、もし別の文化圏に住んでいたなら、ある決定が別の意味を持っていたら、ということに気づかされます。この意味で、文化はある種のレンズを私たちに与えてくれるのです。このレンズを通して、私たちは自らの選択肢を理解し、自分の居場所を取り決め、目標とするような人になろうとします。文化は私たちの生き方を決めるための唯一のレンズではありませんが、それは極めて重要なものです。このことは、戦争による強制退去や、植民地政策によって自己の文化を取り上げられた人々の苦境を見ればわかります。文化がなければ、なぜ自分の選択に意味があるかを十分に感じるができなくなってしまい、それゆえに世界で効果的に行動する能力を失ってしまう可能性があるのです。

この関連で、文化的権利は、なぜ重要なのでしょうか。マイノリティに対して自分の文化を守り続けるよりも、支配集団の文化を受け入れるよう勧めるのは好ましくないことなのでしょうか。ここで注意すべきは、一般に文化的・宗教的価値を捨てるのは非常に難しいにもかかわらず、文化的マイノリティ、とりわけ少数のマイノリティや移民たちは、主流派の文化へと統合せざるをえない状況におかれることが多いということです。なぜなら、自分たちのコミュニティが小さすぎたり、弱すぎたりする場合には、メンバーが充実した生活を送るために必要な選択肢や機会を与えられないからです。このような場合に、文化的権利は、マイノリティが、自らの文化のすべての要素を失わずに主流派の文化へと統合していくのに役に立ちます。これは特に、主流派によるマイノリティ差別を禁じる権利に当てはまります。マイノリティが、経済活動などの公共の生活への参加を妨げる差別に直面したとき、マイノリティを差別から守り、主流派文化の内部で、あらゆる機会を享受できるようにする必要があります。今日の多くの先進民主主義国家は、文化や宗教に基づく差別からの保護のために、政府、雇用者、家主らに対し、文化的な違いを無視するのではなく、承認し、尊重し、受け入れるよう求めています。たとえば西ヨーロッパ諸国に住むイスラム教徒の女性は、職場でのスカーフ着用を禁じる法律が、公共生活への完全な参加を妨げている、と主張しています。スカーフを禁じる法律は、「イスラム教徒であること」と「市民であること」との間で選択を迫るものであり、それによって公共生活への完全で自由な参加の機会を奪われている。公共の場でスカーフを着用する文化的権利がないため、イスラム教徒の女性は他の女性と比べて選択肢や自由が少ない、と言うのです。イスラム教徒の女性にとっ

て、スカーフを着用する文化的権利は、個人的自由を享受する条件と結びついているのです。

しかしながら、ここでもまた、文化的権利にはリスクが伴います。まず、雇用者や役人にイスラム教徒の女性のスカーフのような文化的違いを受け入れるように義務付けても、西ヨーロッパ諸国に住むイスラム教徒が公共の場で経験する差別を克服することができない可能性があります。状況によっては、雇用者や家主に文化的・宗教的な違いの受け入れを義務付ける法律ができることで、マイノリティに注目が集まり、その集団のスティグマを強化することになったり、社会の強い不満を生みだしたりすることがあります。たとえば、特定の従業員の文化実践または宗教実践を受け入れるために、経営のやり方の修正を法律で強制すると、雇用者はそのマイノリティを雇わないという手段をとるかもしれません。したがって、文化的権利の保護が、差別的態度を定着させる結果につながり得るというリスクがあるのです。

マイノリティの包摂や受容を義務付ける法律が、昔から行われてきた差別を是正するうえで、大きな意義を持つことは確かです。また、日本のアイヌ民族やカナダのイスラム教徒、先住民といったマイノリティ集団のメンバーが、公正かつ平等な包摂を求めるのは、非常に適切なことです。差別に対処するための法律の改正は、個人やコミュニティの幸福に大きな違いをもたらし得るのです。しかし、注意すべき二つ目の点として、民主主義の社会において、マイノリティの受容や包摂に関して問われるべき、重要な問いがあります。それは「何への包摂か、また何のための包摂か」という問いです。マイノリティの文化的統合が正しいと言えるのは、マイノリティが社会へ貢献する活発な参加者となれる場合に限られます。民主主義の文化においては、このことは、すべてのメンバーが社会の慣行の正しさについて、自由に問題提起することができる、ということの意味しています。民主主義国家のうちには、カナダやオーストラリアのように長い植民地主義の歴史を持つものもあれば、アメリカやブラジルのように奴隷制度の歴史を持つものもあります。世界中のほとんどの国は、少数民族に対して不正義を行ってきた歴史があります。これらの民主主義国家は、その社会慣行、法律、政治プロセス、あるいは政治共同体としてのアイデンティティさえも、ある面において偏りを持っており、マイノリティの社会への貢献や、彼らの視点を排除あるいは十分に承認していないという可能性があることを、視野に入れておかなければなりません。民主主義国家は、マイノリティに

統合先の社会のすべてを受け入れるよう要求するべきではなく、むしろ文化的マイノリティの包摂をきっかけにして、国家の中にある不公平や偏見を反省するべきなのです。

3. 歴史的な不正義

なぜ文化実践を復興・保護することがマイノリティにとって重要なのか。その三つ目の理由は、文化実践こそが、マイノリティ集団が過去に不当に扱われてきたという主張を可能にするものであるからです。歴史的な不正義についての要求とは、過去にマイノリティが受けた不正義について、政府がそれを認め、謝罪し、補償することを求めることです。政府は、マイノリティが過去にこだわられることを望まないかもしれません。しかし、マイノリティが歴史的な不正義を被り、しかも国家による公式な承認がないときには、マイノリティは今日でも、その集団の一員であるという理由だけで、軽蔑や不利益を受け続けることが多いのです。世界中のマイノリティはスティグマと戦っていますが、その際に、政府の責任を追及しています。しばしば政府は彼らを平等な国民ではなく、よそ者のように扱ってきました。また土地や資源を不正に没収し、マイノリティを貧困に追いやりました。さらには、マイノリティの文化実践を禁止することで、彼らの親族関係を破壊し、文化の混乱やコミュニティの機能不全を生み出しました。今日マイノリティは、政府がこれらの政策の責任を認めることを要求しているのです。

こういった場合において、マイノリティの文化実践は、二つの点で役に立ちます。まず、集団として歴史的な不正義に苦しんだと主張するためには、現在の集団が、過去の集団と連続していると主張する必要があります。集団が共有する文化実践や伝統は、現在の集団の範囲を示し、またこれが過去の集団とつながっていることを示すうえで役に立ちます。

第二に、主流派が、マイノリティを不当に排除したり、差別したりする際に、その根拠として、マイノリティの文化実践が、野蛮で、怠惰な、墮落したものであると主張することがありました。この場合、政府が歴史的な不正義を認めるにあたって、過去の政策がマイノリティの文化実践を侮辱し、これによってマイノリティの評判を貶めたということを、公的に認める必要があります。つまり、マイノリティの文化実践がマイノリティの誇りや独自性を支えるためではなく、マイノリティへの侮辱の根拠として悪用されてきたのであり、マイノリ

ティは歴史的不正義を正すべく、こうしたやり方に抗議する必要があるのです。

しかしこのような場合にもまた、リスクがあります。それは、マイノリティ集団が固定観念を打ち破ろうとする過程で、自らを本質化してしまうこと、あるいは、政府の意思決定者が固定観念を強めてしまい、マイノリティのステイグマを強めてしまうというリスクです。これらのリスクは、要求を通して得られる利益と比べて、果たして見合うものなのだろうか、と疑問を持つ人もいますでしょう。この疑問について、最後にもう少し考えてみましょう。

文化的権利を求める要求は通常、確固たる価値観や信念に基づくものであり、また、マイノリティが受ける差別や不利益の是正をめざすものです。しかし、それと同時に、それは権力の配分をめぐる、政治的要求でもあります。人々は政治的要求を行う場合、これをできるだけ効果的に行うために、なるべく戦略的に、ご都合主義的に振る舞おうとする傾向があります。したがって、文化的要求は通常、正当な主張でありながら、同時に、ご都合主義的で戦略的に振る舞う人々をも引きつけてしまうことにもなります。こういう行動は、結果的にマイノリティ文化を本質化し、またマイノリティ集団への固定観念を強化するリスクがあるのです。したがって問題は、リスクを最小限に抑えながら、文化的要求のもたらす恩恵を確保することができるのか、ということにあるのです。

最後の締めくくりに、二つの点に、言及しておきたいと思います。一点目は、文化的マイノリティが文化的保護を要求する際に、各国政府よりも、国連の人権委員会や先住民族常設フォーラムなどの国際機関に対して要求するときの方が、うまくいくことが多い、ということです。国家政府に対し、マイノリティ集団に注意を向けるように促し、マイノリティと協議するよう説得し、柔軟で本質化されない文化解釈を採用させるうえで、国際機関の助力は役に立ちます。その理由のひとつは、国際機関が各国内の政治的論争にあまり巻き込まれておらず、また各国家がこだわるナショナル・アイデンティティの問題に縛られることが少ないため、マイノリティに敵対的になりにくいことです。さらに国際機関は、マイノリティの文化の本性やそのニーズについて、マイノリティが主張する神話を支持することも、少ないのです。すなわち国際機関は多くの場合、より柔軟で、本質化されない仕方で、文化を理解します。過去30年間に、文化をめぐる政治が世界中で展開した結果、あらゆる地域の文化的マイノリティが、文化的権利を守る多くの国際組織や国際条約から、さまざまな支援を受けるこ

とができるようになりました。これらを利用することは、マイノリティにとって有益なことなのです。

二点目は、文化的権利が、マイノリティ文化の本質化や社会的スティグマの強化へとつながってしまうようなケースについてです。これらの多くは、裁判官や議員がマイノリティのアイデンティティを定義する仕方に対して、マイノリティが抗議する機会を与えられなかったために生じています。すなわち、マイノリティが協議の過程から排除されていること、あるいは、彼らの文化や自由について重大な決定を下す司法機関や立法機関に、マイノリティが十分に代表されていないこと、などが原因で起こります。したがって、文化の保護がうまく行くためには、そのプロセスにマイノリティが効果的に参加し、協議を行うことが不可欠なのです。文化的権利に関する運動がうまく行くためには、文化的マイノリティが協議の公的プロセスに参加するとともに、自らの集団の内部でも協議を行う必要があります。また国家の政策担当者が、マイノリティの主張に耳を傾ける必要があります。文化をめぐる政治は、このような協議のプロセスを通して、既存の法制度や政治プロセスの欠陥を明らかにします。つまり、法制度や政治プロセスがすべての市民を包摂するという民主主義の目標が、依然として実現の途上にあるということを示すのです。

本講演会は、2013年12月4日、北海道大学アイヌ先住民研究センターおよび法学研究科高等法政教育研究センター共催、司会・落合研一（北海道大学）、コメント・辻康夫（北海道大学）、通訳・飯田文雄（神戸大学）、により行われたものです。ご参加下さった皆様に、厚く御礼申し上げます。なお、アイゼンバーグ教授の理論は、次の著書において詳述されています。Avigail Eisenberg, *Reasons of Identity* (Oxford University Press, 2009).